



令和2年3月31日

令和元年度「研究支援サービス・パートナーシップ認定制度」 認定サービスの決定について

この度、文部科学省で実施する、「研究支援サービス・パートナーシップ認定制度」において、研究者の研究環境を向上させ、我が国における科学技術の推進及びイノベーションの創出を加速すると認められるサービスについて、認定サービスとして決定いたしましたのでお知らせいたします。

1. 本制度の概要

民間事業者が行う研究支援サービスのうち、一定の要件を満たすサービスを「研究支援サービス・パートナーシップ」として文部科学大臣が認定することを通じ、研究者の研究環境を向上させ、我が国における科学技術の推進及びイノベーションの創出を加速するとともに、研究支援サービスに関する多様な取組の発展を支援することを目的としています。

※本制度は、文部科学省の科学技術改革タスクフォースにおいて、「官民協働による新たな科学技術政策」をテーマとし、省内若手有志によって提案された施策です。

2. 公募期間及び申請件数

- ・公募期間：令和元年10月30日（水）から令和元年11月29日（金）
- ・申請サービス件数：38件（事業者数：27社）

3. 認定サービスの決定方法

「研究支援サービス・パートナーシップ認定制度実施要綱」に基づき、有識者会議において申請書による書面審査及び件数を絞ったヒアリングを行い、有識者会議の審査結果を踏まえ、認定サービスを決定。（有識者は別紙1のとおり。）

4. 認定サービスの件数

第1回である令和元年度は、38件のうち、以下8件を認定サービスとして決定いたしました。（五十音順）

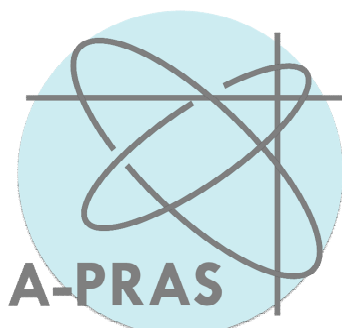
各サービスの概要は別紙2を御覧ください。

<認定サービス>

サービス名	事業者名	サービス概要
Impact Science（インパクトサイエンス）	カクタス・コミュニケーションズ株式会社	国際的な研究広報サービス
L-RAD（エルラド）	株式会社リバネス	競争的資金不採択情報等を活用した産学マッチングサービス
研究機器のシェアリングサービス	日本電子株式会社	理化学・計測装置を従量課金制で研究者に提供するサービス
JDream Expert Finder（ジェイドリーム エキスパートファインダー）	株式会社ジー・サーチ	若手を発掘できる共同研究者探索サービス
J-DACジャパンデジタルアーカイブズセンター	丸善雄松堂株式会社	貴重な史料のオンライン提供サービス
大学連携プロジェクト「セキュリティ寄付」	ミュージックセキュリティーズ株式会社	大学の教育研究への寄付募集支援サービス
BRAVE（ブレイブ）	Beyond Next Ventures 株式会社	大学等の研究者向け事業化支援プログラム
リサイクルネットワーク、マルチベンダーサービス、ラボストックサポート、Z A I C O、Z A I	リカケンホールディングス株式会社、日立キャピタルサービス株式会社、株式会社Z A I C O	研究機器の資産管理から保守メンテナンス、中古売買を実現するパッケージサービス

5. 認定サービスのロゴマーク

「研究支援サービス・パートナーシップ認定制度実施要綱」に基づき、認定事業者が認定サービスを行う場合に使用することができるロゴマークを作成しました。



Accreditation of Partnership on Research Assistance Service

（ロゴマークの説明）

- ・円が全体に展開していく様子を示すことで、「国、研究機関、民間企業、国民」という4つの主体に研究支援コミュニティが広がっていく願いを込めている。

<担当> 科学技術・学術政策局企画評価課

課長補佐 村松 哲行（内線：3864）

担 当 伊藤 駿吾（内線：3865）

電話： 03-5253-4111（代表） 03-6734-4012（直通）

有識者会議委員名簿

江戸川 泰路	公認会計士
金子 博之	科学技術振興機構戦略研究推進部長
狩野 光伸	岡山大学副理事・大学院ヘルスシステム統合科学研究科教授
小泉 周	自然科学研究機構 研究力強化推進本部特任教授
佐藤 真希子	iSGS インベストメントワークス取締役代表パートナー
篠原 弘道	日本電信電話株式会社取締役会長
菅 裕明	東京大学理学系研究科教授
仲谷 善雄	学校法人立命館総長・立命館大学長
柳下 彰彦	弁護士・弁理士

(以上 9 名、五十音順、敬称略)

【認定サービスの概要】

サービス名	Impact Science
事業者名	カクタス・コミュニケーションズ株式会社
サービスの概要	
本サービスは、国際的な研究広報サービスとして、国内外の研究者・企業に論文や研究情報を発信し、研究分野内外の研究者との学際的な繋がりや、被引用数の向上等、研究成果の活用を支援するものである。サイエンスライター、英文校正者・翻訳者等の人材が充実しており、翻訳サービスだけでなく、大学の研究戦略・広報担当者とともに、研究者向け・一般向けの書き分けや、論文の注目度による広報の方法等、ニーズに合わせてプランを提案する。	

サービス名	L-RAD（エルラド）
事業者名	株式会社リバネス
サービスの概要	
本サービスは、競争的資金に採択されなかった申請書など、研究者が持つ未活用アイデアを集積し、そのアイデアを産業視点で再評価することによって、新たな産学連携のきっかけを生み出すマッチングサービスである。	

サービス名	研究機器のシェアリングサービス
事業者名	日本電子株式会社
サービスの概要	
本サービスは、日本電子の所有する理化学・計測装置を、従量課金制で研究者に提供するサービスである。 また、そうした装置を利用できるだけでなく、試料の作製から観察・分析まで専任の技術者がコンシェルジュとして対応するため、利用者は装置の使用方法から前処理技術等さまざまなノウハウも習得できる。	

サービス名	JDream Expert Finder
事業者名	株式会社ジー・サーチ
サービスの概要	
本サービスは、研究キーワードにマッチする研究者を企業や大学の担当者自身で自由に探索でき、将来が期待される若手研究者を媒介中心性（複数の研究グループのハブになっている研究者）の成長パターンにより発掘できる手段を提供する共同研究者探索サービスである。	

サービス名	J-DAC ジャパンデジタルアーカイブズセンター
事業者名	丸善雄松堂株式会社
サービスの概要	
本サービスは、人文社会系に特化した、貴重な史料をオンラインで提供するサービスである。今までほとんど非公開となっていた史料を中心に、所蔵機関の許諾を得たうえでオンライン配信し、アクセス権を販売することで所蔵機関にはロイヤリティーを支払う有償のサービスを実施している。また、無償のサービスとして、資料の調査・整理や公開等、アーカイブ化に必要な各種サービスを提供している。	

サービス名	大学連携プロジェクト「セキュリティ寄付」
事業者名	ミュージックセキュリティーズ株式会社
サービスの概要	
本サービスは、大学の教育研究を支援するサービスである。大学基金への寄付を経由して研究室に資金を届けることを目的としている。サービス事業者は、約 10 万人の投資家の会員を抱える第二種金融商品取引業者であり、会員投資家に対して、「経済的な価値」のみでなく、「社会的な価値」を追求する投資プラットフォームを提供している。また、大学基金や、大学の研究の存在とその必要性を社会に発信するなどの広報活動も行っている。	

サービス名	BRAVE
事業者名	Beyond Next Ventures 株式会社
サービスの概要	
本サービスは、大学等の研究者向けの研究開発成果の事業化支援プログラムである。参加する研究チームは、経営人材の補強や、メンター・専門家からの助言、パートナー企業とのネットワーク、資金獲得の機会等の支援が得られる。医療機器、アグリ、フード、素材、創薬、AI、ビッグデータ、ロボティクスをはじめとした事業化の可能性がある技術が対象であり、これまでに数多くのスタートアップを輩出してきた。応募者向けに、全国の大学・研究機関と連携し、セミナー・説明会等を毎年実施している。	

サービス名	リサイクルネットワーク、マルチベンダーサービス、 ラボストックサポート、Z A I C O、Z A I のパッケージサービス
事業者名	リカケンホールディングス株式会社、日立キャピタルサービス株式会社、 株式会社 Z A I C O
サービスの概要及び認定理由	
本サービスは、研究機器の資産管理から保守メンテナンス、そして、機器の中古売買を実現するサービスである。使わなくなった機器を売却し、中古機器を安価で購入するなど、機器の導入を効率的に助ける。	

※文部科学省の科学技術改革タスクフォースにおいて省内有志によって提案された施策

1. 目的

民間事業者が行う研究支援サービスのうち、一定の要件を満たすサービスを「研究支援サービス・パートナーシップ」として文部科学省が認定することを通じ、研究者の研究環境を向上させ、我が国における科学技術の推進及びイノベーションの創出を加速するとともに、研究支援サービスに関する多様な取組の発展を支援する。

2. 認定要件

- (1) 当該サービスが、研究者の研究環境を向上させ、我が国における科学技術の推進及びイノベーションの創出に貢献するものであること
- (2) 当該サービスが、他の取組と比べて優れた特徴を有していること
- (3) 当該サービスを行う事業者が、大学、独立行政法人、研究機関やその研究者等と良好な関係（ネットワーク）を構築できるものであること
- (4) 当該サービスを行う事業者が、十分な管理運営体制及び財務基盤を確保していること
- (5) 当該サービスが、(1)に掲げる要件を満たすことに寄与する事業実績を有していること

3. 手続き

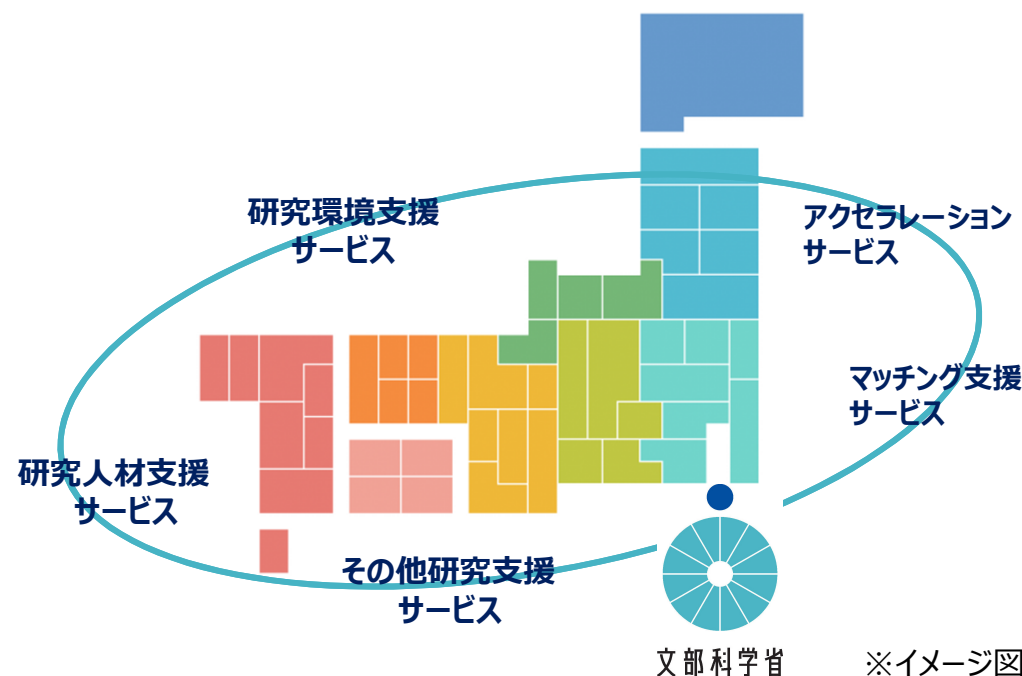
民間事業者から研究支援サービスの公募（年1回、1か月程度）を行う。認定の単位は、事業者単位ではなく、サービス単位とする。

文部科学省は、申請のあった研究支援サービスについて認定要件等に照らして審査を行い、外部有識者から意見を聴取した上で認定する。

4. 令和元年度のスケジュール

公募期間：令和元年10月30日（水）～11月29日（金）

認定：令和2年3月31日



※イメージ図

5. 仕組み

- (1) 認定により、研究者の研究環境を向上させる、研究支援サービスの利活用を奨励、促進し、研究コミュニティ等に対する認知度を高める。
- (2) 研究支援サービスを認定された事業者と文部科学省は、定期的または不定期に意見交換やネットワーキング等の場を設ける。
- (3) 将来的に、認定された研究支援サービスのうち、文部科学省関連事業との連携により、当該サービスの加速が見込まれ、また、連携対象となる文部科学省関連事業にも貢献が大きいものについて具体的な連携（金銭的な支援（補助）は除く）を検討する。